製品安全データシート

１．製品等及び会社情報

１．１ 製品の特定

製品名：　**ズームパワー　エンジンシステムクリーナー**
製品分類：　エンジンオイル添加剤
主な用途：　自動車のエンジンオイル用添加剤

１．２ 会社情報

会社名：　株式会社ユーエスシー
住所：　〒183-0044　東京都府中市日鋼町１番１　Ｊタワー
担当部門：　技術部
電話番号：　０４２－３５１－００１１　　ＦＡＸ番号：　０４２－３５１－００１０
作成者：　　e-mail：
改定日：　２０１７年　３月　８日

２．危険有害性の要約

ＧＨＳ分類

・　引火性液体	区分３
・　急性毒性（経口）	区分外
・　急性毒性（経皮）	区分外
・　急性毒性（吸入）	区分４
・　皮膚腐食性・刺激性	区分３
・　眼に対する重篤な損傷・眼刺激性	区分１
・　生殖細胞変異原性	区分２
・　発がん性	区分２
・　生殖毒性	区分２
・　特定標的臓器・全身毒性（単回ばく露）	区分１（中枢神経系） 区分２（腎臓、肺） 区分３（気道刺激性）
・　特定標的臓器・全身毒性（反復ばく露）	区分１（中枢神経系、末梢神経系、肺、皮膚）
・　吸引性呼吸器有害性	区分１

ＧＨＳのラベル要素

シンボル



注意喚起語

危険

危険有害性情報

・引火性液体及び蒸気
・吸入すると有害
・軽度の皮膚刺激
・重篤な眼の損傷
・遺伝性疾患のおそれの疑い
・発がんのおそれの疑い
・生殖能又は胎児への悪影響のおそれの疑い
・中枢神経系の障害、腎臓、肺の障害のおそれ、呼吸器への刺激のおそれ
・長期にわたる、又は、反復ばく露による肺、皮膚、中枢神経系、末梢神経系の障害
・飲み込んで気道に侵入すると生命に危険のおそれ

注意書き

・使用前にラベルをよく読むこと。
・すべての説明書きを読み、理解してから使用すること。
・上記用途以外には使用しないこと。
・熱/火花/裸火/高温のもののような着火源から遠ざけること－禁煙。
・容器を密閉すること。
・涼しいところに置くこと。
・容器を接地/アースをとること。
・静電気放電に対する予防措置を講じること。
・保護手袋や保護眼鏡、保護面などを着用すること。

・粉じん／ヒューム／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。
・屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。
・取扱い後手をよく洗うこと。
・この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。

３．組成・成分情報

単一製品・混合物の区別：　混合物

含有成分及び含有量

成分名・化学名	含有量 mass%	CAS No.	化審法No.	安衛法No.	PRTR 法No.	毒劇法No.
鉱油	７５～８５	非公開	非公開	168	非該当	非該当
潤滑油添加剤	１０～１５	非公開	非公開	非該当	非該当	非該当
石油系溶剤	５～１０	64742-94-5	非公開	非該当	非該当	非該当
ﾒﾁﾙｴﾁﾙｹﾄﾝ	１～　５	78-93-3	非公開	570	非該当	非該当※2
有機モリブデン	０．５～０．９	非公開	非公開	非該当	非該当※1	非該当

注）化審法No.　化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）官報公示整理番号
安衛法No.　労働安全衛生法（安衛法）第 57 条の 2 第 1 項政令指定物質の政令番号
PRTR 法No.　特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR 法）対象化学物質の政令番号
※1　有機モリブデンは１種４５３に該当するが、含有量の関係で非該当
毒劇法No.　毒物及び劇物取締法の政令番号
※2　ﾒﾁﾙｴﾁﾙｹﾄﾝは劇物であるが、含有量の関係で非該当

４．応急措置

目に入った場合：　清浄な水で瞼の裏まで１５分以上洗眼し、異常があれば医師の診断を受ける。
皮膚に付着した場合：　水と石鹸で付着した部分を洗う。
吸入した場合：　新鮮な空気の場所に移す。身体を毛布などで被い、保温して安静に保ち、必要なら医師の診断を受ける。
飲み込んだ場合：　無理に吐かせないで、医師の診断を受ける

５．火災時の措置

消火剤：　水（噴霧）、炭酸ガス、泡、粉末、乾燥砂、その他［アルコホーム］
消火方法：
・　初期の火災には、粉末、炭酸ガス、乾燥砂等を用いる。
・　大規模火災には、泡消火剤を用いて空気を遮断する。

６．漏出時の措置

人体に対する注意事項
・　風下の人を退避させる。
・　付近の着火源となるものを速やかに取り除く。
環境に対する注意事項
・　廃棄物は関連法令に基づいて処理すること。
・　河川や一般廃水溝等に排出しないように注意すること。
除去方法
・　少量の場合は、砂、ウエス等で吸着させて空容器に回収し、その後完全にウエス等で拭い取る。

７．取扱い及び保管上の注意

取扱い
技術的対策
・　眼及び皮膚に触れないようにし、必要に応じて保護具を着用する。
・　取扱い後は手洗い、洗眼を十分に行なう。作業着に付着した場合は着替える。
・
注意事項
・　指定数量以上の量を取扱う場合には法で定められた基準に満足する貯蔵所、取扱所で行なう。
・　炎、火花又は高温体との接触を避けるとともに、みだりに蒸気を発散させない。
安全取扱い注意事項
・　常温で取扱うものとし、その際水分、きょう雑物の混入に注意する。
保管
適切な保管条件
・　容器は密栓し、直射日光の当たらない冷暗所に貯蔵する。

８．ばく露防止及び保護措置

設備対策：　・　ミストが発生する場合は発生源の密閉化、又は排気装置を設ける。
・　取扱い場所の近辺に洗眼及び身体洗浄の為の設備を設ける。

管理濃度：　規定なし（作業環境評価規準：労働省告示第２８号、平成７．３．２７）

許容濃度：　規定なし

保護具：　呼吸用保護具：　必要に応じて防毒マスクを着用する。
眼の保護具：　必要に応じて普通型眼鏡着用する。
保護手袋：　長期間接触する場合には耐油性の物を着用する。
保護衣：　長期間取扱う場合には耐油性の長袖作業服等を着用する。

９．物理的及び化学的性質

外　観　：　褐色液体　　臭　い　：　鉱物油及び溶剤臭
揮発性　：　あり　　引火点　：　２３℃（セタ密閉式）
爆発限界　：　上限％：有用な情報なし　　下限％：有用な情報なし
溶解度　水：　難溶　　密度（15℃）：　0.8959
流動点　：　－１５℃

１０．安定性及び反応性

可燃性：　有り
発火性(自然発火性、水との反応性)：　なし
酸化性：　なし
自己反応性・爆発性：　なし
安定性：　安定
反応性：　強酸化剤との接触を避ける

１１．有害性情報（人についての症例、疫学的情報を含む）

組成物質の有害性及びばく露濃度基準

成分	管理濃度	日本産業衛生学会	ACGIH（TLV-C）	IARC
鉱油ミスト	規定なし	3mg/m^3	TWA　5mg/m^3	規定なし

鉱油

急性毒性:　経口ラットLD50>5000mg/kg（IUCLID（2000））、経皮ラットLD50>5000mg/kg（IUCLID（2000））、
吸入（ミスト）ラットLD50=2.18 mg/L（IUCLID（2000））

皮膚に対して軽度の刺激性

眼に対して軽度の刺激性

ラットを用いた細胞遺伝学的試験[染色体異常試験]（体細胞in vivo変異原性試験）における異常細胞の増加（IUCLID(2000)）に加え、職業ばく露を受けたヒトの末梢血リンパ球で染色体異常の頻度増加が観察された（IARC suppl.7(1987)）

肺の障害のおそれ（単回ばく露）

長期にわたる、または、反復ばく露により肺、皮膚の障害（反復ばく露）

ヒトで鉱油の摂取により肺への吸引を起こし、その結果油性肺炎または化学性肺炎をもたらすとの報告（EHC 20(1982)、IARC 33(1984)、ICSC（2001)、ACGIH（2001））

石油系溶剤

急性毒性：　経口ラットLD50＝2000mg/kg以上、経皮ラットLD50＝2000mg/kg以上

眼に対する中程度の刺激性

動物において母体毒性がある投与量で、胎児毒性が生じる。出生率の低下はないと思われる

メチルエチルケトン

急性毒性：　経口ラットLD50＝2483mg/kg（PATTY（4th, 1994））、経皮ウサギLD50 ＞5000mg/kg（PATTY（4th, 1994））、
吸入ラットLC50（4時間）値＝11,700ppm（EHC 143（1992)、PATTY（4th, 1994)、IRIS（2003)、ATSDR（1992）

皮膚に対する刺激性

眼に対する刺激性

中枢神経の障害、腎臓の障害のおそれおよび呼吸器への刺激のおそれ（単回ばく露）

長期にわたる、または、反復ばく露により中枢神経、末梢神経の障害（反復ばく露）

飲み込み、気道に侵入すると有害のおそれ

潤滑油添加剤

眼に対する刺激性：激しく眼を刺激する。眼に不可逆的損傷を与える危険がある。

１２．環境影響情報

分解性：　有用な情報なし
蓄積性：　有用な情報なし
魚毒性：　有用な情報なし
その他：　有用な情報なし

１３．廃棄上の注意

製品、容器等の廃棄は許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約をして処理する。

１４．輸送上の注意

陸上輸送：消防法等の危険物輸送について定めるところに従う。
海上輸送：船舶安全法に定めるところに従う。
航空輸送：航空法に定めるところに従う。

１５．適用法令

① 消防法：　第４類第２石油類（非水溶性）　危険等級Ⅲ
② 労働安全衛生法：　危険物　引火性の物
　第 57 条　名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物
　168 鉱油、570 メチルエチルケトン
③ 水質汚濁防止法：　油分排出規制（５ｍｇ／Ｌ許容濃度）
④ 海洋汚染防止法：　油分排出規制(原則禁止)
⑤ 下水道法：　鉱油類排出規制（５ｍｇ／Ｌ）
⑥ 船舶安全法
⑦ 航空法

※　都道府県又は市町村条例により規制が異なる場合があるので、詳細は当該自治体にご確認ください。

１６．その他の情報

１６.１　引用文献

① 石油製品安全データシート作成の手引き　石油連盟（平成１２年７月）
② オートケミカル製品のための製品安全データシート作成指針改訂版(日本オートケミカル工業会)
③ ＪＡＣＡ(日本オートケミカル工業会)編集：化学物質管理データベース
④ 緊急時応急措置指針　［改訂第３版］　容器イエローカード（ラベル方式）への適用　日本規格協会
⑤ ＧＨＳ分類結果データベース　独立行政法人製品評価技術基盤機構
⑥ 化学品の分類および表示に関する世界調和システム（ＧＨＳ）改訂４版　国際連合

１６.２　ＪＩＳの有無

なし

１６.３　記載内容の問い合わせ先

連絡先：　株式会社ユーエスシー
電話番号：　０４２－３５１－００１１
ＦＡＸ番号：　０４２－３５１－００１０

※注意

製品安全データシートは、危険有害な化学製品について、安全な取扱いを確保するための参考情報モデルの一つとして、取り扱う事業者に提供されるものです。
取り扱う事業者は、これを参考として、自らの責任において、個々の取扱いなどの実態に応じた適切な処置を講ずることが必要であることを理解した上で、活用されるようお願いします。
従って、本データシートそのものは、安全の保証書ではありません。

[会社情報]

販売者：熊本中央スズキ自動車販売(株)
所在地：熊本県熊本市北区飛田4-6-51
TEL:096-345-4102